

嘉麻市と福岡県行政書士会との行政手続に関する包括連携協定書

嘉麻市（以下「甲」という。）と福岡県行政書士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり行政手続に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動の推進により、地域の諸課題等に迅速かつ柔軟に対応し、市民サービスの向上を図ることをもって、市民福祉の増進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に示すような各種行政手続の相談及び調査に関する業務について連携し、相互協力する。

（1）恒常的な業務に係る事項

- ア 各種行政手続に係る市民及び外国人住民に対応等に関すること。
- イ 成年後見制度に関すること。
- ウ 国や県を含めた事業者支援の相談に関すること。
- エ 空き家の調査等に関すること。
- オ 相続土地国庫帰属制度に関すること。

（2）災害時の業務に係る事項

- ア 各種証明書の交付申請に関すること。
- イ 各種登録・抹消手続に関すること。
- ウ 各種許認可の申請等に関すること。
- エ 各種支援金・給付金及び仮設住宅における相談支援等に関すること。

（3）その他、第1条の目的を達成するため、甲が必要と認める事項

（費用の負担）

第3条 前条に係る相談業務については、原則無料とする。ただし、相談業務以外で本協定に係る連携業務の費用が生じた場合、その費用負担について、乙はあらかじめ、業務の内容に応じて協議を求めることができる。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく業務において知り得た相手方の秘密情報及び個人情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方に承諾を得た場合は、この限りでない。

（雑則）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

2 本協定に係る連携業務を円滑に実施するため、調整に努めることとし、年に1回程度の調整の場を設定するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなければ、同一内容で1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年5月7日

甲 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

嘉麻市
嘉麻市長

嘉麻市長署名

乙 福岡県福岡市博多区東公園2番31号

福岡県行政書士会
会長

福岡県行政書士会
会長署名